

氏名(本籍) ^{おう}王 ^{けん}賢 ^{とく}徳(中国)

学位の種類 文学博士

学位記番号 博乙第419号

学位授与年月日 昭和62年12月31日

学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当

審査研究科 歴史・人類学研究科

学位論文題目 明末郷村自衛の研究

主査 筑波大学教授 文学博士 野口 鐵 郎

副査 筑波大学教授 文学博士 宮田 登

副査 筑波大学教授 大 薮 正 哉

副査 筑波大学教授 三 石 善 吉

副査 筑波大学助教授 吉 田 寅

副査 筑波大学助教授 安 藤 正 士

論 文 の 要 旨

本論文は、序言・結語のほか、全5章13節から成り、400字詰め原稿用紙583枚にわたり、引用史料一覧5枚を付する。

序言は研究の動機・目的・方法と研究史の回顧とから成る。明末清初の華北を中心とした農民の反乱については、従来ともすれば反乱を鎮圧する側に立った論考や、反乱を起こす側の論理・行動に焦点を合わせた論考が多かった。論者は、この点に反省を加え、郷村に反乱が及ぼうとする時、郷村民自身がそれに抵抗して郷村を自衛する機構・理念・方法・意識に興味を抱いた。したがって、この研究の目的とするところは、明末の郷村に生活した官・胥・紳・士・民が、自己の在地基盤を守るためにいかに協力し合ったか、を探ることにある。またこの研究では、史料の残存状況を考慮しながら、社会学的・経済学的・心理学的理論と方法を援用する。一例を挙げれば、「恥感傾向」的性格をもつ中国民衆に郷村自衛の力源を見ようとするのである。

第一章「明末の社会経済——郷村自衛の社会経済的背景」は、2節より成る。満洲族による対明軍事行動は、華北に連続した早魁等による生産環境の悪化等に乗じて猖獗を極めた。明は、これを「遼事」・「東事」・「辺事」等と称して南方から大量の軍力と財力とを投入したが、この方策はかえって明の後方の民生を破壊した。李自成・張献忠の乱と総称される反乱が華北に発生したことである。うちに、既に「党争」という大きな政治的問題を抱えていた明は、加えて満洲族と流賊

との結託にも留意しなければならなかった。ところで、崇禎帝は国内問題よりも、満洲族の攻撃をかわすことに全力を投入し、瑕瑾にかりて名将袁嵩煥を殺し、佞人や宦官に軍事指揮権を与えた。「遼事」は単にそれのみにとどまらず、軍糧の不足を背景とする正規軍の逃亡・流民化等の現象を呼び、やがてかれら自身をも反乱集団に加入させる事態を招いた。士・民は、国家的・地主的搾取にあえぎつつも、自らを守る方途を自らの手で見い出さなければならなかった。満洲族も流民反乱集団も、時に正規軍集団さえも、民衆にとってはともにかれらの生活を脅かす存在でしかなく、こうした状況下において残された途は、自分自身が反乱に加わるか、それとも結束して自衛の策を取るかでしかなかったのである。

第二章「明末の政治軍事——郷村自衛の政治軍事的背景」は、2節より成る。『明史』本紀を通じて克明に検討された崇禎帝の政治理念は、儒家的政治思想や行動規範に遵う政治統治者の責任と理想とを実現するに徳を以てするものであった。したがって、崇禎帝の政治理念そのものに明の滅亡の原因があるのではなく、強大な外敵の存在、国内治安の乱れ、自然災害の重複等に主因が求められるべきである。しかし、崇禎帝の理想の実現を阻害したものがあつたとすれば、その一は宦官の存在である。皇帝と諸臣との直接による政治実権の行使の間に宦官が入り込み、皇帝権はそこから発する趣きさえ呈したのである。この傾向は、朝廷内の在り方を批判的にみる東林党勢力を増大させ、「党争」を激化させた。「遼事」に対する正規兵は嘉靖以後の大量の欠額と、欠額分の軍糧等を横領する上級武官の存在等によって、自己の命を保つことにのみ働く軍兵をつくりだしたに過ぎなかった。正規兵を補うべく、明初から農閑期の訓練を通じて地方の治安維持に当たっていた民壯は、正統年間以後、民壯の衙役化・銀納化が一般化してその数の固定化と質の低弱化とが将来されると、それを補うための練餉の議が起り、それがますます一般農民の負担を増大させる方向を取った。そこで、正規兵や衙役化した民壯に依存しない郷村自衛の方法が模索されなければならなかったのである。

第三章「明末郷村自衛機構の形成」は、3節から成る。里甲制の崩壊に伴って、郷村の秩序維持の規範として施行されてくる郷約は、もと郷紳の家礼・家範であったものを郷里内に拡大し、郷党教化の儀礼、ないしその組織である。嘉靖八年以前には、私的性格の強い郷約施行であったが、それ以後は、もっぱら六諭を中心とした公的性格の強い郷村社会の秩序維持手段とされ、秩序と安全を保つ自警・自衛の民間組織として、保甲制が編み出された。したがって、保甲組織の郷兵は、在郷の住民全員であることが原則であった。自らの階層と支配権力を保持するためというより、かれらの道義的責任感から生ずる自覚を旺盛に持った郷紳を指導層とし、かれらに地租等を搾取されていたとしても、父祖以来の土地を離れずに生業を継続し得ることから、農民もまた、郷紳の指揮下に属したのである。しかし、在郷農民によって組織され、公的關係の薄かった郷兵に対する公課は免除ではなかったから、郷兵は崇禎10年に廃止に追い込まれ、その直後から、各地で有力郷紳・土豪層の地盤確保のための私兵と化して復活してくることになる。正規軍の丁卒として存在していた家丁が、とくに嘉靖の南倭北虜以後、将領の最も信頼するに足る兵力として重要視されてくることに注目する当時の論者は多いが、自己の郷村の自衛においては、正規軍・民壯を遙かに超える力量

を、家兵としての家丁は発揮したのである。

第四章「明末郷村自衛の事例的研究」は、3節から成る。直隸省順徳府下九県の自衛態勢の実状と能力向上への努力のあとが、李永茂『荆壤題稿』を細かく分析して紹介される。在郷支配層の義捐寄付に依頼して行った軍備増強や、郷村自衛の必要性に対する自覚を訴えたことは、順徳府を崇禎15年閏11月下旬に満洲族の侵入から防御する成功を導いた。湖北省隕陽府の場合は、隕陽巡撫廬象昇の諸書に残る題奏に依拠して、かれらの農民の自発的意識による態勢への参加に期待した独特の郷兵訓練法の実施状況が語られる。崇禎16年の湖広巡撫宋一鶴によつて、その効果は確かめられた。安徽省徽州府の、とくに休寧県を中心とした江南地区の郷村自衛の実態の観察では、郷里休寧で六諭を中心とした郷約の講学を試みていた金声が、崇禎8年に危機が迫るや、「郷射」と呼ばれる郷兵訓練と、「友助事宜」という自衛策を施したことが、弘光元年に、この地区に奴変が起こった時にも、休寧県ではその影響さえなかったのであって、このことは、まさしく金声等の実践の成果であったと評価される。

第五章「郷村自衛意識の考察」は、3節より構成される。家父長制を秩序とした明代の農村社会では、とくに「孝悌力田」が尊ばれた。尊長者と卑幼者との保護と敬服との関係は、祖先崇拜と祖産祖業への尊敬と力田とを生みだす。明の中期以後の土地集中の時代になっても、「力田観念」は祖産祖業に対するそれから、地主のそれに対するものに拡大されたに過ぎず、家族員の自覚の涵養に大きな役割を果たし、それを励行しないことを恥として自分が感じるだけでなく、他からも非難を受けるものであったのである。家族の恥を恥とし、それを避けるために童蒙のころから『三字経』・『千字文』等を初めとして、善書・類書等にまで教育の範囲は及んだ。こうした儒教思想とそれに依る道徳は、心理学のいう「恥感傾向」の意識に発しているといつてよい。明代郷村の実質的指導者である郷紳・士子の思想観念が、いわゆる四書五経に強く影響されていたことはいうまでもないが、とくに、『論語』の「仁」と『孟子』の「義」の観念は、地方郷民を反乱集団の無差別槍掠焼殺の危境から救うためには、郷紳自身がその指導・責任を持たなければならないというモラルを育成した。換言すれば、かかるモラルを持ち、実践し得る人物こそ、読書人である郷紳に相応しい人格とされたのである。この人格に基いて、自発的に自己郷村の自衛意識が芽生えて来るのであり、中国知識人の「恥感傾向」的性格こそが、かれらをして郷村地方自衛行動を指導させたエネルギー源であったのである。明代の郷村自衛論はその系譜を『教民傍文』にまでさかのぼらせ得る。それは里甲制の中に生かされ、里甲制の崩壊後もその精神は郷村保甲制に受け継がれた。王守仁の「南贛郷約」・「十家牌法」などを経て、明末の廬象昇の「立塞併村法」・「鼓練郷勇法」等に継承されて、その効果を大ならしめてゆくのである。

結語は、以上の所論のまとめと、論者が自らに課する課題についての論述である。明の中期以後の極めて大きな政治的・社会的・経済的变化が、それをもたらした満洲族の進出や農民反乱の頻発等によってより増大化していく中で、明王朝の力に頼ることなく、もっぱら自力によって自己の郷村を守ろうとする状況を論じた。この努力は、郷紳・士大夫が、自己資金の中で、自分たちの手で全郷民を一丸とした自衛組織をつくりあげることにむけられた。それは決して自己の榮譽心や自己

財産の保護にのみ発した行動ではなく、「孝悌力田」に源をおく「恥感傾向」に出るものであって、この性格が中国民衆の民族性の下流として連綿と展開しているのである。

附録の「海瑞に関する一考察」は、本論に展開され議論の一事例の報告である。

審 査 の 要 旨

本論文の独自性の一は、農民反乱、ないし郷村の治安の不安定な状況の解明を、郷村を自衛しようとする側に立って論証しようとした点である。こうした視点と視角の設定は、従来にもなくてはなかったが、これだけ網羅的・全体的であったわけではない。この点で、学会に寄与するところは多大であろう。

論調として明末の一般的状況から解き起こし、それらの弊害の因って来る所以の一つ一つを順を追って解き明かし、深める方法を取ったことは、外国人としての日本語の使用に難点がなくはないが、むしろスムーズな行論の展開をみせ、論旨を際立たせることに成功している。とくに、中国各地における目衛運動の事例研究の幾つかと、自衛論の系譜をたどりながら、各階層の自衛意識の形成を追及したことは、高く評価してよい。典拠とした史料の選択にも、難はない。

ただ、全体の構成として、自衛とその意識が形成されてくる背景の説明にかなりのスペースを取り過ぎたこと、とくに思想史的説明を要する部分になると、引用がややもすれば長文にわたることなど、工夫を加えるべき点も多い。各地の事例も、地方志を網羅的に観察することによって、さらに重厚さを増す可能性をもつし、反乱側の論理等を挿入することが試みられれば、本論文の説得力はさらに増したであろうと思われる。今後の論者の研究の努力に期待したい。

総じて、本論文は明末における反乱への抵抗が、当該地域の官・胥・紳・士・民等の「恥感」の結果として施行された、と論じた業績として、今後の学界に重要な位置を占め得るものと評価する。

よって、著者は文学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。